

速度取締り指針 種子島警察署

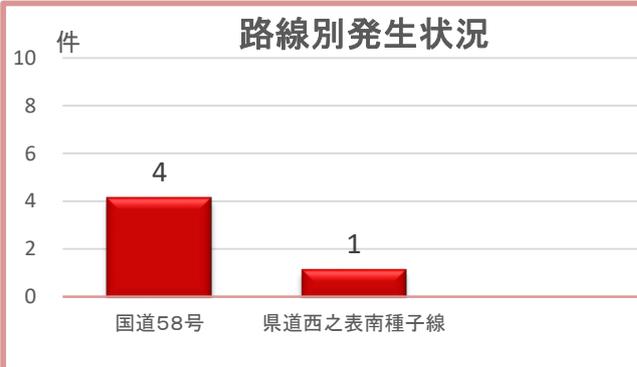
【令和7年下半年(結果)】
【令和8年上半年(計画)】

1 速度取締り指針と交通事故の分析

種子島警察署管内における令和7年下半年（7月1日～12月31日）の交通事故の分析結果に基づき、速度取締り指針を策定しました。

悲惨な交通死亡事故等を抑止し、交通事故による被害の軽減を図るため、種子島警察署の取組への御理解と御協力をお願いします。

2 種子島警察署管内における人身事故の発生状況



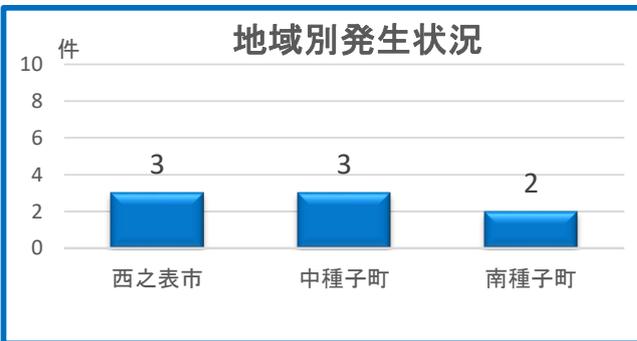
令和7年下半年中の人身事故は、8件発生しています。

路線別の発生状況については、

国道58号
で多く発生していますが、
県道西之表南種子線

等の県道においても発生しています。

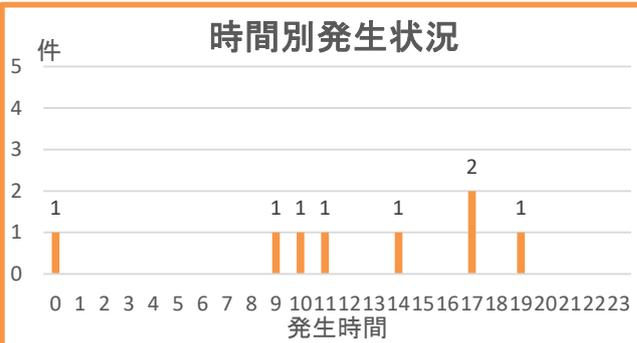
この結果から、国道58号や県道を中心として交通街頭活動や交通指導取締りを実施する必要があります。



令和7年下半年中の人身事故は、西之表市で3件、中種子町で3件、南種子町で2件発生しています。

物件事故については、西之表市で多く発生していますが、交通量の増加により、近年、島内全域で物件事故が増加傾向となっています。

この結果から、島内全域で交通街頭活動や交通指導取締りを実施する必要があります。



令和7年下半年中の人身事故は、昼間に多く発生しています。

また、物件事故を含めると
午前7時から午後6時の間

に多くの交通事故が発生しています。

交通量が増加する通勤・通学の時間帯はもとより、昼間、薄暮時間帯（日の入り時刻の前後1時間）を中心に交通街頭活動や交通指導取締りを実施する必要があります。

3 種子島警察署の取締り重点(令和8年上半年)

速度取締り重点路線	理由
国道58号	令和7年下半年における人身事故は、国道58号で4件発生しています。同路線は、これまでも交通事故が多い路線です。主要な幹線道路であるため、引き続き重点的に速度取締りを実施していく必要があります。
その他の交通指導取締り	事故分析に基づく方針
管内全域	<p>【悪質・危険運転者対策】 飲酒運転、無免許運転等の悪質・危険な運転行為の取締りを推進します。</p> <p>【横断歩行者保護対策】 横断歩行者の交通死亡事故等の抑止を目的として、横断歩行者妨害の取締りを推進します。</p> <p>【交差点安全対策】 出会い頭事故等の抑止を目的として、信号無視、一時不停止等の取締りを推進します。</p> <p>【被害軽減対策】 交通事故による被害軽減を図るため、座席ベルト装着義務違反等の取締りを推進します。</p>